

# 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(案)

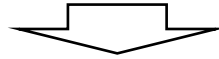
資料 2-2

## 1. 計画相談支援の現状と課題

《相談支援事業所と支給決定者数の推移(各年度4月1日現在)》

| 区分          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業所数    | 12    | 13    | 16    |
| 相談支援専門員数(人) | 31    | 35    | 37    |
| 支給決定者数(人)   | 1,961 | 2,059 | 2,152 |

- ・障害福祉サービスの支給決定者が年々増加傾向にある中、複雑で多様な生活課題を抱えるケースの対応や広い市域において移動時間の問題など、相談支援専門員の一人当たりの負担が増大している。
- ・相談支援専門員の配置が1~2名の事業所も多くあるほか、相談支援専門員が他サービスの職務を兼務しているケースもあり、複数の目でサービス等利用計画を協議し、また、検証することや人材を育成することが困難である。
- ・事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が赤字であり、独立採算が困難な状況である。



○ 相談支援事業所の運営基盤の強化や相談支援専門員の増員、地域における相談支援の質の向上につながる体制整備が必要である。

## 2. 複数事業所の協働による相談支援の体制整備

複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制を確保することにより、機能強化型サービス利用支援費の算定による事業所の運営基盤の強化を図るとともに、複数の相談支援専門員が連携することで地域における質の高い相談支援体制を構築する。

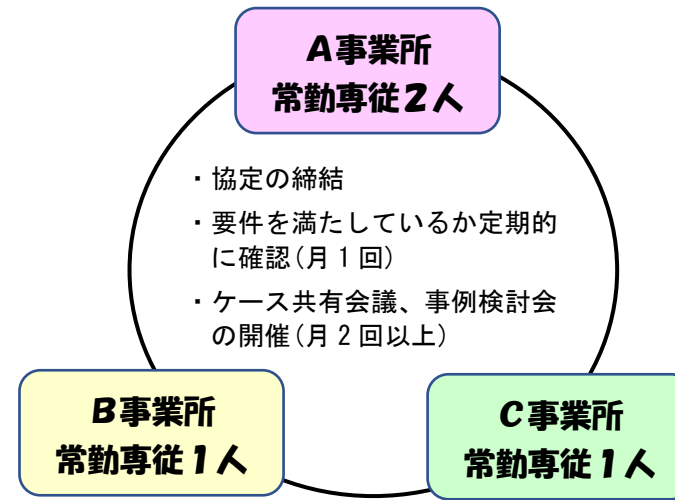
〈協働の要件〉

- ① 協働する全ての事業所が同一市町村又は圏域の**地域生活支援拠点等**であること。
- ② 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- ④ 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。

〈機能強化型基本報酬の主な算定要件〉

- ・協働する各事業所において、常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していること。
- ・協働体制を確保する事業所の体制において、現任研修修了者を1名以上配置していること。
- ・24時間の連絡体制を確保していること。
- ・利用者に関する情報など伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。
- ・新規採用した相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること。
- ・困難事例に対しても、指定計画相談支援を提供していること。
- ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・1月当たりの取扱件数が40件未満であること。

〈イメージ図〉



〈サービス利用支援費〉

| 区分         | 配置数  | 単位数       |
|------------|------|-----------|
| 機能強化型(I)   | 4人以上 | 1,864単位/月 |
| 機能強化型(II)  | 3人以上 | 1,764単位/月 |
| 機能強化型(III) | 2人以上 | 1,672単位/月 |
| 機能強化型(IV)  | 2人以上 | 1,622単位/月 |
| (I)        | -    | 1,522単位/月 |
| (II)       | -    | 732単位/月   |

342単位増

※機能強化型は、現任研修修了者1名以上配置

## 3. 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(①「相談」、②「緊急時の受け入れ・対応」、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

(当市の現状)

当市においては、「拠点等に必要な機能」を全て満たす事業所を地域生活支援拠点等として市が認めている。

| 機能の区分         | 拠点等に必要な機能  |
|---------------|--|
| ① 相談          | ○ 常時の連絡体制を確保しながら緊急時に対応できる相談支援を行う機能   |
| ② 緊急時の受入・対応   | ○ 常時の受入体制を確保しながら、緊急時に受入対応できる短期入所の機能  |
| ③ 体験の機会・場     | ○ グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能   |
| ④ 専門的人材の確保・養成 | ○ 専門的な対応を行うことができる体制の確保(医療的ケア、強度行動障害等)<br>[例: 看護師の配置、強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 等] |
| ⑤ 地域の体制づくり    | ○ コーディネーター(相談支援専門員)が中心となって、他のサービス事業所等と連携し、支援困難事例や地域課題等の検討、情報共有等を行う機能       |
| その他           | ○ 多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制の構築     |

### 相談支援事業所における地域生活支援拠点等の認定要件の緩和について

法人を越えた事業所間の連携による緊急時の相談支援体制の充実と地域の体制づくりの一翼を担うことで相談支援事業の質の向上を図ることを目的に、相談支援事業所については、「①相談」と「⑤地域の体制づくり」の機能を満たすことで地域生活支援拠点等として認定する。